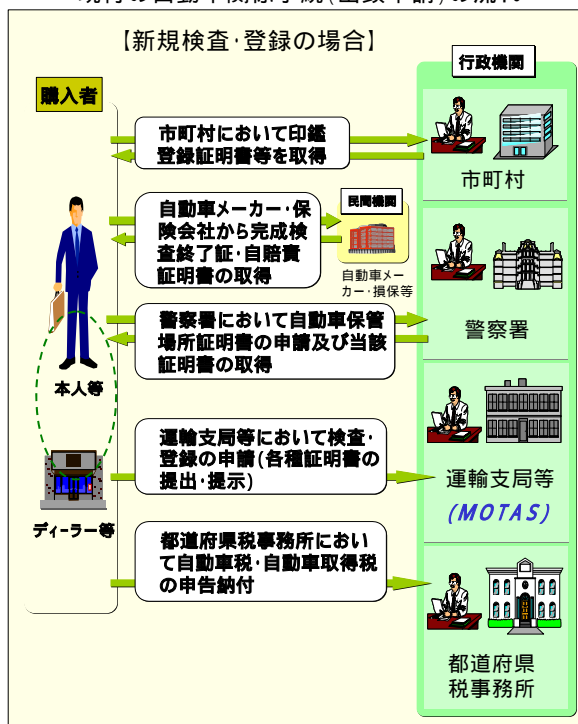


# 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案

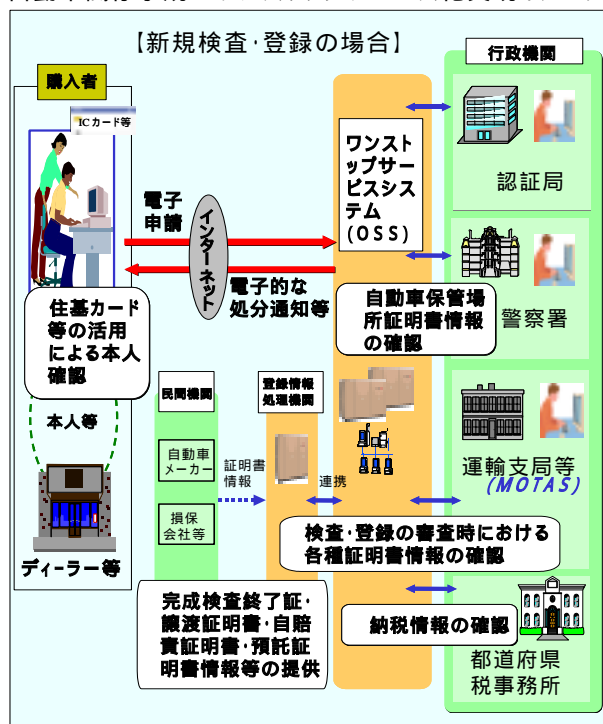
道路運送車両法等の規定に基づく自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図るため、自動車の譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる等これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう所要の規定の整備を行う。

## <申請者は自動車関係手続をオンラインにより1回で行うことが可能に>

現行の自動車関係手続(出頭申請)の流れ



自動車関係手続のワンストップサービス化実現イメージ



- 1. 民間機関の証明書の提出の簡素化 (道路運送車両法、自動車損害賠償保障法の一部改正):** 完成検査終了証、自動車賠償責任保険証明書、譲渡証明書等について、自動車製作者等の民間機関が、電子的に登録情報処理機関に提供した場合には、申請者はこれらの証明書を提出しなくてもよいこととする。あわせて、この情報処理機関の登録に係る規定を定める。
- 2. 自動車保管場所証明書の提出の簡素化 (自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正):** 警察署長に対し、保管場所証明書に相当する通知を運輸支局長等に対して行うよう申請した者については、自動車の登録等の際に現在必要とされている保管場所証明書の提出をしなくてもよいこととする。
- 3. 預託証明書の提示の簡素化 (使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正):** 預託証明書 (リサイクル料金の支払証明書) の内容を電子的に国土交通大臣が確認できる場合には、申請者は当該証明書を提出しなくてもよいこととする。
- 4. その他 (道路運送車両法の一部改正):** 回送運行許可証の有効期間を6月以内から1年以内に延長する等の規制緩和を行うこととする。